

衣浦東部広域連合
消防用設備等指導基準

消防用設備等指導基準

目次

第1	屋内消火栓設備（令第11条）	平成23年 9月 1日制定
第2	スプリンクラー設備（令第12条）	平成24年12月 5日制定
第3	水噴霧消火設備（令第14条）	平成25年 1月16日制定
第4	泡消火設備（令第15条）	平成25年 1月16日制定
第5	不活性ガス消火設備（令第16条）	平成24年12月27日制定
第6	ハロゲン化物消火設備（令第17条）	平成25年 2月 1日制定
第7	粉末消火設備（令第18条）	平成25年 2月 1日制定
第8	屋外消火栓設備（令第19条）	平成25年 2月 8日制定
第9	動力消防ポンプ（令第20条）	平成23年11月 1日制定
第10	自動火災報知設備（令第21条）	平成23年 9月 1日制定
第11	ガス漏れ火災警報設備（令第21条の2）	平成24年 2月 1日制定
第12	漏電火災警報器（令第22条）	平成25年 2月 8日制定
第13	消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条）	平成25年 3月 8日制定
第14	非常警報設備（令第24条）	平成25年 3月25日制定
第15	避難器具（令第25条）	平成23年10月 1日制定
第16	誘導灯（令第26条）	平成25年 3月27日制定
第17	消防用水（令第27条）	平成25年 3月25日制定
第18	排煙設備（令第28条）	平成25年 2月 8日制定
第19	連結散水設備（令第28条の2）	平成25年 2月 1日制定
第20	連結送水管（令第29条）	平成25年 3月 8日制定
第21	非常コンセント設備（令第29条の2）	平成25年 2月 8日制定
第22	無線通信補助設備（令第29条の3）	平成25年 3月25日制定
第23	非常電源（規則第12条第1項第4号）	平成25年 3月25日制定
第24	簡易自動消火装置の性能及び設置基準	平成25年 2月 8日制定

用語例

- 1 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 2 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 3 条例とは、火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）をいう。
- 4 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 5 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 6 防火戸とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 7 特定防火設備である防火戸とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 8 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- 9 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- 10 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。
- 11 認定品とは、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関が認定を行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。